

住宅 種別	基本料金	利用者 (依頼主)	仲介業者所属団体									
			(公社)福岡県宅地建物取引業協会				(公社)全日本不動産協会				その他	
			要件	利用者負担額	補助金額		利用者負担額	補助金額		利用者負担額	補助金額	
戸建住宅	66,000円 (消費税10%含)	物件所有者	遠方に居住 (※1)	36,000円	県	20,000円	36,000円	県	20,000円	46,000円	県	20,000円
					宅建協会	10,000円		全日不動産	10,000円			
		購入希望者	若年世帯 または 子育て世帯 (※2)	12,000円	県	44,000円	12,000円	県	44,000円	22,000円	県	44,000円
					宅建協会	10,000円		全日不動産	10,000円			
		物件所有者 購入希望者	上記以外の方	46,000円	県	10,000円	46,000円	県	10,000円	56,000円	県	10,000円
					宅建協会	10,000円		全日不動産	10,000円			

- ◆床面積が200㎡超の戸建住宅については超過面積100㎡以内毎に追加費用22,000円(税込)が発生します。
◆(公社)全日本不動産協会会員の事業者でお申し込みの場合、減額分(10,000円)が診断実施後に(公社)全日本不動産協会より助成金として支給されます。
※1 調査対象となる住宅の所在地と住宅の所有者の住所地が、直線距離で50km以上離れている場合
※2 若年世帯:配偶者(婚姻予定者を含む)との年齢の合計が80歳以下である世帯、子育て世帯:同居者に18歳未満のもの又は妊娠しているものがある世帯

●オプション料金(戸建住宅)

- ①床下進入調査 追加料金11,000円(税込)
②小屋裏進入調査 追加料金11,000円(税込)
③耐震診断(※3) 追加料金33,000円(税込)(①、②の調査を含みます)(⑤との併用申込はできません)
④断熱材施工状況調査 追加料金33,000円(税込)(①、②の調査を含みます)
⑤瑕疵保険事前検査(※4) 追加料金16,500円(税込)(③との併用申込はできません)

- ※3 ③の結果が適合の場合に限り、追加22,000円(税込)で耐震基準適合証明書が発行できます。(耐震補強工事後の耐震診断による耐震基準適合証明書の発行は行っておりません)
※4 新耐震基準に適合している物件で、個人間売買物件に限ります。また、補修工事や補修業者のあつせんには対応できません。

住宅 種別	基本料金	利用者 (依頼主)	仲介業者所属団体									
			(公社)福岡県宅地建物取引業協会				(公社)全日本不動産協会				その他	
		要件	利用者負担額	補助金額		利用者負担額	補助金額		利用者負担額	補助金額		
分譲 マン ション	66,000円 (消費税10%含)	物件所有者	遠方に居住 (※1)	36,000円	県	20,000円	36,000円	県	20,000円	46,000円	県	20,000円
					宅建協会	10,000円		全日不動産	10,000円			
		購入希望者	若年世帯 または 子育て世帯 (※2)	12,000円	県	44,000円	12,000円	県	44,000円	22,000円	県	44,000円
					宅建協会	10,000円		全日不動産	10,000円			
		物件所有者 購入希望者	上記以外の方	46,000円	県	10,000円	46,000円	県	10,000円	56,000円	県	10,000円
					宅建協会	10,000円		全日不動産	10,000円			

- ◆調査対象住戸の存在する階が10階超の物件については10階を超える部分が10階以内毎に追加費用11,000円(税込)が発生します。
◆(公社)全日本不動産協会会員の事業者でお申し込みの場合、減額分(10,000円)が診断実施後に(公社)全日本不動産協会より助成金として支給されます。
※1 調査対象となる住宅の所在地と住宅の所有者の住所地が、直線距離で50km以上離れている場合
※2 若年世帯:配偶者(婚姻予定者を含む)との年齢の合計が80歳以下である世帯、子育て世帯:同居者に18歳未満のもの又は妊娠しているものがある世帯

●オプション料金(分譲マンション)

- ①瑕疵保険事前検査 追加料金11,000円(税込) ※新耐震基準に適合している物件で、個人間売買物件に限ります。また、補修工事や補修業者のあつせんには対応できません。

※ 各補助金の予算にはそれぞれ上限があるため、各予算上限に達し次第、該当の補助金分は申込者の負担となります。

※ 依頼主が以下の要件に該当する場合、補助が適用されます。

- ・依頼主が物件所有者で遠方に居住する場合
- ・依頼主が購入希望者で若年・子育て世帯の場合